

墨田区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（趣旨） 第 1 条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 1 1 号）<u>第 4 5 条第 3 項の規定に基づき、墨田区公害健康被害認定審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （組織） 第 2 条 <u>審査会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。</u> （委員の任期） 第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （会長） 第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。 2・3 〔略〕 （招集） 第 5 条 審査会は、会長が招集する。 （会議） 第 6 条 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 〔略〕 （部会） 第 7 条 審査会に部会を置くことができる。 2・3 〔略〕 （委員以外の者の出席等） 第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、<u>その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。</u> （庶務） 第 9 条 審査会の庶務は、福祉保健部において処理する。 （委任） 第 1 0 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。	〔同左〕 第 1 条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 1 1 号）<u>第 4 5 条第 4 項の規定に基づき、墨田区公害健康被害認定審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 〔新設〕 〔同左〕 第 2 条 〔同左〕 〔同左〕 第 3 条 〔同左〕 2・3 〔略〕 〔同左〕 第 4 条 〔同左〕 〔同左〕 第 5 条 〔同左〕 2 〔略〕 〔同左〕 第 6 条 〔同左〕 2・3 〔略〕 〔同左〕 第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、<u>意見をきき、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。</u> 〔同左〕 第 8 条 〔同左〕 〔同左〕 第 9 条 〔同左〕

付 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正（抄）

改 正 案	現 行
（組織等） 第 4 5 条 <u>公害健康被害認定審査会は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第 4 条第 3 項の政令で定める市の長が任命する委員をもつて組織する。</u> <u>2</u> 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 <u>3</u> 第 1 項に定めるもののほか、公害健康被害認定審査会の組織、運営その他公害健康被害認定審査会に関し必要な事項は、都道府県又は第 4 条第 3 項の政令で定める市の条例で定める。	〔同左〕 第 4 5 条 <u>公害健康被害認定審査会は、委員 1 5 人以内で組織する。</u> <u>2</u> 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第 4 条第 3 項の政令で定める市の長が任命する。 <u>3</u> 〔同左〕 <u>4</u> 第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、公害健康被害認定審査会の組織、運営その他公害健康被害認定審査会に関し必要な事項は、都道府県又は第 4 条第 3 項の政令で定める市の条例で定める。

【施行期日】平成 2 6 年 4 月 1 日